

**健康寿命延伸に向けた情報発信委託業務に係る
提案競技(プロポーザル方式)募集要項**

1 契約に付する事項

- (1)業 務 名 健康寿命延伸に向けた情報発信委託業務
- (2)履行期限 契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで
- (5)限 度 額 3,632,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

2 参加資格等

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1)地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (2)大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。なお、当該資格を有していない場合は、3-(1)-イに定める書類を提出すること。
- (3)受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ① 事業の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ会等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - ② 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ③ 特定の公職者(その候補者を含む)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (4)自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5)業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記(1)、(3)、(4)を満たしていること。

3 提出書類等

- (1)提出書類及び提出期限

ア 参加申込書類【令和7年11月21日(金)17時必着】

イ 参加資格に関する必要書類(資格審査書類)【令和7年11月21日(金)17時必着】

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する

者に必要な資格を有していない者は、「ア 参加申込書類」のほか、次に定める①～⑥の必要書類をあわせて提出すること。

- ① 会社概要・事業概要が分かる書類
- ② 納税証明書
- ③ 定款若しくは寄附行為又はこれらに類する規約
- ④ 役員名簿
- ⑤ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における事業報告書、財産目録及び貸借対照表並びに損益計算書(公益法人等にあつては、正味財産増減計算書)
- ⑥ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類(契約書の写しや事業内容が分かる書類。)

なお、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届(様式6)」を提出すること。

ウ 提案関係書類【令和7年12月5日(金)17時必着】

- ① 提案書
- ② 提案者概要(第4号様式)又は、法人等の概要のわかるパンフレット等
- ③ 実施体制図(任意様式)
- ④ スケジュール表(任意様式)
- ⑤ 誓約書(第5号様式)
- ⑥ 参考見積書(任意様式)

なお、1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

(2)提出部数

- ア 参加申込書類 1部(PDF 形式、A4 版)
- イ 提案関係書類 1部(PDF 形式、A4版)

(3)提出方法、提出先

電子メールで「8 問い合わせ先」に提出。

4 質疑応答

(1)質問方法

電子メールで「8 問い合わせ先」に提出。

併せて、質問票を提出した旨を担当者へ電話で連絡すること。

(2)受付期間

令和7年11月14日(金)17時まで

(3)質問様式

質疑書(第1号様式)のとおり

(4)回答方法

令和7年11月18日(火)まで(予定)にすべての参加申込者へ電子メールで回答する。

5 審査

(1)審査期間

12月10日(水)～12月16日(火)(予定)

(2)審査方法

- ア 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。
- イ 提出された書類を使用し、別紙1「審査基準表」に基づき書類審査する

ウ 最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。

(3) 審査基準 別紙1「審査基準表」のとおり。

(4) 審査結果 審査結果は提案者に書面で通知する。

6 企画提案競技に係るスケジュール

質問受付期限	11月14日(金)
提案競技参加申込書提出期限	11月21日(金)
提案書類提出期限	12月5日(金)
書面審査日(予定)	12月10日(水)～12月16日(火)
審査結果通知(予定)	12月17日(水)

7 留意事項

- (1) 企画書等の作成に要する経費は提案者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 事業を実施する際、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (5) 提出された企画提案書は選定業務以外には使用しない。また、採用された企画提案書の著作権は県に帰属する。
- (6) 第三者の著作権や肖像権等を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用許諾手続を行うこと。
- (7) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

8 問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部 県民健康増進課 健康寿命延伸班 三代、平田

電話:097-506-2795、メール:a12240@pref.oita.lg.jp